

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 27 年 3 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

★★★ 平成 27 年 4 月 1 日施行 ★★★ 改正パートタイム労働法

～こんなことが変わります～

一週間の所定労働時間が正社員に比べて短い労働者、いわゆるパートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるような内容に法改正されます。新設される主な措置を紹介します。

①「パート労働者と正社員の待遇を相違させる場合は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して不合理と認められるものであってはならない」という原則の規定が創設されます。この考えを念頭に、事業主はパート労働者の雇用管理改善を図っていくことになります。

また、正社員と差別的取扱いが禁止されるパート労働者の適用範囲が拡大されます。職務の内容と人材活用の仕組みが正社員と同じ場合は、雇用期間の有無に関係なく、賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用等、全ての差別的取扱いが禁止されます。現在はパートの無期雇用者のみが差別的取扱いの適用対象となっています。

●用語解説●

職務の内容⇒業務の内容と責任の程度のこと
人材活用の仕組み⇒転勤や配置転換の範囲等のこと

②パート労働者を雇い入れた時は、実施する雇用管理の改善措置の内容を事業主が説明しなければいけません、という説明義務が新設されます。

パート労働者から説明を求められた時の説明義務と併せて実施してください。



「雇い入れ時の説明内容の例」

- ・賃金制度は怎么样了っているか
- ・どのような教育訓練があるか
- ・どの福利厚生施設が利用できるか
- ・どのような正社員転換推進措置があるか

「説明を求められた時の説明内容の例」

- ・どの要素をどう勘案して賃金を決定したか
- ・どの教育訓練や福利厚生施設がなぜ使えるか（または、なぜ使えないか）
- ・正社員への転換推進措置の決定に当たり何を考慮したか

③パート労働者からの相談に対応する体制整備を義務づけ 例え、相談担当者を決めます。

④パートタイム労働法の雇い入れ時の明示義務に「相談窓口」を追加 現在は、昇給、賞与、退職手当の有無が明示義務です。「相談窓口」として相談担当者の氏名や役職、担当部署あるいは外部相談窓口等を文書の交付等により明示してください。

このほか、実行力を高めるために企業名の公表等が新設されます。詳しくは厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>) を見てください。

「実務的にどのように対応したらよいか？」等、社労士家村事務所へご相談ください。

★協会けんぽ料率変更のお知らせ★

全国協会けんぽの都道府県単位保険料率が平成 27 年 4 月 (5 月納付分) から変わります。

東京	9.97% (同)	埼玉	9.93% (↓)
茨城	9.92% (↓)	千葉	9.97% (↑)
栃木	9.95% (同)	神奈川	9.98% (同)
群馬	9.92% (↓)	山梨	9.96% (↑)

※ (同) は据え置き / (↓) 引き下げ / (↑) 引き上げ

介護保険料率は 1.72% から 1.58% へ引き下げられます。

社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 27 年 5 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練塀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : k@iemura.jp URL : <http://www.hotsuru.jp>

平成 27 年度年度更新

個別の労働保険年度更新に関する平成 27 年度労働保険料(労災・雇用)の申告・納付期間は 6月1日 から 7月10日 までとなっています。

手続としては、「労働保険概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」(以下、「申告書」)を作成し、その申告書に保険料などを添えて、提出していただく必要があります。

事業主の皆様には、平成 26 年度(平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月)の給与・賞与データの整理・準備をお願いします。平成 27 年度は、雇用保険料率は前年度と同じですが、労災保険率表が変更。事業の種類によって異なりますので、詳しくは東京労働局のホームページなどをご確認ください。

算定の対象となる「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。ただし、「高年齢労働者」(その保険年度の初日(平成 26 年度については、平成 26 年 4 月 1 日)において、満 64 歳以上の者)は、雇用保険が免除されますのでご注意ください。

算定基礎届

算定基礎届、賞与支払届の用紙が、対象の事業所に届きます。(今年よりA4 版に変更となりました)

7 月 1 日現在で使用している全ての被保険者に 4～6 月に支払った賃金を、7月10日までに「算定基礎届」によって届出が必要になります。

○算定基礎届の提出の対象となるのは、7 月 1 日現

在の全ての被保険者です。ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1)6 月 1 日以降に資格取得した方
- (2)6 月 30 日以前に退職した方
- (3)7 月改定の月額変更届を提出する方

マイナンバー制度

社会保障・税番号制度の導入につき、いよいよ今年の 10 月から、国内に住所を有する国民への個人番号(マイナンバー)の通知、来年 1 月からは個人番号の利用や個人番号カードの交付が開始されます。

事業主の皆様にも、申請書式の変更や個人番号・法人番号の取扱など大きな変化に備えた準備が必要になります。

当事務所では、マイナンバーのミニセミナー(顧問先様無料)を実施しておりますので、お気軽にお申し付けください。

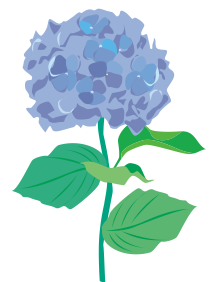
事務所トピックス

★インターンシップの方を受け入れ

電話一つにも悪戦苦闘していますが、少しずつでも業務に慣れてもらおうと思っています。

★葛飾区の地域貢献活動サポートデスクを担当

所長の家村が毎月第3金曜日に相談員として出向いています。



社労think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 27 年 8 月号—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail: k@iemura.jp URL: <http://www.hotsuru.jp>

過重労働 書類送検

A B C マートや同社役員、店舗責任者等が7月2日労働基準法違反で東京労働局に送検されました。この事件は東京労働局に新設された「過重労働撲滅特別対策班」(通称・かとく)による初の書類送検事例です。

過労死の労災認定基準では、発症前1か月に約100時間超、または発症前2~6か月に1か月当たり約80時間超の過重な残業は過労死との関連が強く疑われるとしています。今回の送検は、度重なる指導にも改善がみられない場合、行政が厳しく対処していこうという表れといえます。

マイナンバーいよいよ10月から通知開始

TVコマーシャル等で目にする機会が増えたマイナンバー、でも担当者の方からは「何から手をつけていいのかわからない」という声もよく聞きます。まずは、従業員に①マイナンバー通知の時期(10月以降)や方法(住民票の住所に簡易書留で郵送される)、②マイナンバーの目的(社会保険や税の手続きに利用)を周知することが大切です。会社の規模によって対応すべきことは異なりますが、業務フローや鍵のかかる棚の設置、パソコンのウィルス対策等検討が必要です。

⇒マイナンバー制度についてご不明な点がございましたら、何なりと弊所までお問い合わせください。



「入社した月に辞めて、国民年金に加入する場合の扱いが変わります」 <日本年金機構>

これまで厚生年金保険被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、さらにその月に国民年金被保険者(第2号被保険者は除く)の資格を取得した場合、その月の厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありました。しかし10月1日以降は厚生年金保険料の納付は不要となる扱いに変わり、重複して支払う必要はなくなります。

最低賃金

厚生労働省は今年1月から3月にかけて実施した最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果をまとめました。それによると、違反率は前年を0.9ポイント上回る11.6%となり、現在の集計方式となった平成19年以降最も高くなっています。

業種別の違反率で見ると、もっとも高いのは保健衛生業の15.6%、次いで接客娯楽業13.0%、建設業12.6%の順となっています。2015年の地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会は、全国平均で時給18円増し(昨年度は16円)とする目安を答申しました。新しい最低賃金は10月ごろから適用されるので、決定時に改めてお知らせします。

★社労士家村事務所の夏季休暇★

8/13(木)・14(金)の2日間とさせていただきます

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)



—平成 27 年 10 月—

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail : k@iemura.jp URL : <http://www.hotsuru.jp>

東京都の最低賃金 907 円に引き上げ

昨夜は夜空にスーパームーン(満月)が輝いていました。皆様いかがお過ごしですか？ 10月から、全国の地域別最低賃金が順次改定されます。関東地方の改定状況は以下の通りです。

都道府県名	最低賃金時間額 (引上げ幅)	発効日 (H27年)
東京都	907円(19円↑)	10月1日
茨城県	747円(18円↑)	10月4日
栃木県	751円(18円↑)	10月1日
群馬県	737円(16円↑)	10月8日
埼玉県	820円(18円↑)	10月1日
千葉県	817円(19円↑)	10月1日
神奈川県	905円(18円↑)	10月18日
山梨県	737円(16円↑)	10月1日

地域別最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託など、雇用形態に関係なく、原則、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。

※詳しくは厚生労働省ホームページ
([最低賃金](#))をご覧ください。

マイナンバーがやってくる

マイナンバー制度の周知はお済みでしょうか。いよいよ10月中旬以降マイナンバー(個人番号)の記された通知カードが簡易書留で配達されます。**通知カードを必ず受け取り、保管するように再度徹底をお願いいたします。**



通知
カード
見
本

★厚生年金保険料率の変更★

例年通り、9月分(11/2納付期限分)から厚生年金保険料率が改定されます。

変更後 17.828%(8.914%労使折半)

社労士家村事務所のマイナンバー対策①

弊所は建物の出入り口および入室の際、ICカードを使用しなければ入室できないシステムとなっています。また、受付にはコンシエルジュを配し、来訪されたお客様については1階の応接室等で対応するため、特定個人情報等を取扱う区域に弊所以外のものが入り込むことはございません。皆様から安心して手続きをお任せいただけるよう引き続き対策を講じてまいります。

新刊のご案内 地域デザイン学会叢書3

<安全・安心革新戦略>

地域リスクとレジリエンス

一般社団法人地域デザイン学会監修(学文社)

第8章 超高齢化社会を支える介護者のリデザイン
を家村が執筆いたしました。男性の介護と仕事の両立について論述した内容となっています。